

「令和6年度嬉野市地域防災計画（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）結果

「令和6年度嬉野市地域防災計画（案）」について、市民の皆様からご意見を募集（パブリックコメント）したところ、3件（1名）のご意見をいただきました。

いただいたご意見及びご意見に対する市の対応について、公表いたします。

1	ご意見募集期間	令和7年1月24日（金）から2月12日（水）まで
2	公表資料	令和6年度嬉野市地域防災計画（案）
3	周知方法	市ホームページへの掲載、塩田庁舎及び嬉野庁舎での閲覧
4	意見件数	3件（1名）
5	ご意見の内容及び対応	下記のとおり

パブリックコメントの実施結果

番号	ご意見の内容	ご意見に対する対応
1	意見1 ○ 第3章 自然的環境 (P20) 「鹿島市琴路岳に水源を発する鹿島川」⇒「塩田町谷所の唐泉山などの山々(と鹿島市琴路岳)に水源を発する鹿島川(谷所)川」 ※ この表現だと嬉野市と無縁、嬉野市の防災計画だから、嬉野市の固有名詞を明記する。	ご意見ありがとうございます。 「日本歴史地名大系第四二巻佐賀県の地名」を確認しましたところ、鹿島川の水源は塩田町五町田・谷所の諸山より発し谷所川となって流れ・・・となっておりましたので、「塩田町五町田・谷所の諸山に水源を発する鹿島川(谷所川)」に修正します。
2	意見2 ○ 避難計画 (P88) 及び避難所の運営 (P201) 災害時に行政区長の役割は大きいと思いますが、名称があったり、なかったりします。 ・「市民への伝達 消防署、消防団、行政区長、民生委員・児童委員等を活用する」(P197)とあります。明記されています。 ・「ウ 地域全体での支援体制づくり 市は、災害時に消防機関、県、県警察、家族、自治体、自主防災組織あるいは民生委員等の協力を得て…」とありますが、地域の話なので、自治体は自治会ではありませんか。(P104) また、自治会とするなら、行政区長と書いた方が明確になります。 ・同ページ下段「市は市地域防災計画の定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など」には行政区長が登場しません。	ご指摘の点につきましては、今後の計画策定の際の参考とさせていただきます。

2	自主防災会は必ずしも、行政区長ではありません。「など」に含まれると曖昧です。 ・以上を通じて言いたいことは、民生委員はよく登場しますが、ボランティアの基本、高齢者集団であり、いくつかの集落を受け持っています。おのずと動きが限られており、過大な期待はできません。行政区長は基本、当該集落に責任をもっています。法令に基づいた役割を明記していただきたい。	
3	意見 3 ○ 原子力災害対策 (P299) 「令和 5 年度嬉野市地域防災計画」パブコメで次の質問をしました。(重要だから、毎年同じ質問をしています)「(伊万里市からの避難を嬉野市で受け入れたとして)嬉野市全体が高濃度放射性物質に覆われた時、市民の生命安全を守る計画はありますか」 市の回答は以下でした。 「嬉野市全体が高濃度放射性物質に覆われたとき、市民の生命の安全を守る計画はありません。昨年の市の考えと同様になりますが、嬉野市においては、佐賀県地域防災計画に依拠し、市町村の役割を果たすこととなります。その中で市民に向けて原子力災害に関する知識・情報等を提供し、周知を図り、原子力防災の意識向上に努めていきたいと考えております。」 まず、文言の「異常さ」です。全国の人が見るホームページに、このような回答はありえません。嬉野市とはどんなに市民の生命を軽んじている行政かと思われるでしょう。 県の防災計画と整合性をとることは当然ですが、「嬉野市全体が高濃度放射性物質に覆われたとき」のオプションとして持つべきです。玄海原発において、過酷事故が想定できないことではないからです。 それは、嬉野市防災計画とは相対的に独立した「地区防災計画」を作るように当計画(案)でも述べていることと同じロジックです。市の計画だけではカバーできないからです。	嬉野市独自の計画はないため、佐賀県地域防災計画に依拠し、市町村の役割を果たすこととなります。 本計画の記載では、第 3 編 原子力災害対策において「嬉野市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものです。 しかしながら、原子力災害をめぐる状況の変化によっては、佐賀県地域防災計画との整合性を考慮したうえで、嬉野市独自の計画についても検討が必要であると考えます。